

福岡県公報

平成19年 9 月 10 日
第 2 7 2 6 号

目 次

告 示 (第1665号 - 第1674号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	2
保安林予定森林の所在場所等	(治 山 課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
土地改良区の解散の認可	(農地計画課)	4
収用委員会			
土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課)	4
土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課)	5
土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課)	5
土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課)	6

告 示

福岡県告示第1665号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年 9 月 10 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島郡志摩町大字稲留字牟田 4 番 2、5 番及び 7 番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区港 2 丁目 1 番 5 号
株式会社 F Y C 代表取締役 杉田 明司

福岡県告示第1666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 9 月 10 日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
行 橋	県 道	椎 田 山 線 勝 山 線	前	京都郡みやこ町徳永2294番 1 先から 同郡同町徳永1838番先まで	17.0 ~ 34.0	40.0
			後	同上	18.3 ~ 34.0	40.5

福岡県告示第1667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年 9 月 10 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 9 月 10 日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事 務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
行 橋	椎 田 勝 山 線	京都郡みやこ町徳永2294番1先から 同郡同町徳永1838番先まで
行 橋	椎 田 新 田 原 線 停 車 場	京都郡みやこ町徳永1839番1先から 同郡同町徳永1854番3先まで

福岡県告示第1668号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年8月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 久障支援運営委員会

(2) 代表者の氏名

今井 正雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市荒木町白口2312番地9

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の充実に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1669号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

糸島郡二丈町大字吉井字カツラ口815・816の3・817・820・821の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1670号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月10日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事 務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
------------	------------	-----	------------	-----	---------------	---------------

八女	県道	湯辺田八女線	前	八女郡黒木町大字湯辺田749番1先から 同郡同町大字湯辺田673番1先まで	6.0 ~ 15.0	198.2
			後	同上	6.0 ~ 15.0	198.2
			後	八女郡黒木町大字湯辺田752番1先から 同郡同町大字湯辺田673番1先まで	8.8 ~ 19.8	202.0

福岡県告示第1671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	町川原赤間線	前	古賀市大字新原717番1先から 同市大字筵内791番1先まで	8.8 ~ 20.0	1,000.0
			後	同上	15.0 ~ 32.0	1,000.0
福岡	県道	町川原赤間線	前	古賀市大字筵内791番1先から 同市大字筵内2601番1先まで	7.0 ~ 14.0	2,160.0

福岡	一般国道	495号	後	同上	14.0 ~ 29.3	2,160.0
			前	糟屋郡新宮町美咲1丁目251番1先から 同郡同町美咲2丁目1438番2先まで	10.1 ~ 17.0	249.0
			後	同上	16.0 ~ 33.0	249.0

福岡県告示第1672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	町川原福岡線	前	糟屋郡新宮町大字三代610番7先から 同郡同町大字三代618番9先まで	10.4 ~ 12.8	39.0
			後	同上	12.0 ~ 18.0	39.0
福岡	県道	筑紫野古賀線	前	糟屋郡粕屋町大字大隈24番15先から 同郡同町大字上大隈159番11先まで	10.0 ~ 34.0	533.0

			後	同上	10.0 ~ 59.0	533.0
福 岡 県 道	小 下 竹 府 線		前	糟屋郡新宮町大字上府1070番 1 先から 同郡同町下府 2 丁目1592番 789先まで	9.4 ~ 17.0	1,119.0
			前	同上	16.0 ~ 44.9	1,116.0
			後	同上	9.4 ~ 17.0	1,119.0
			後	同上	16.0 ~ 44.9	1,167.0

福岡県告示第1673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年 9 月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 9 月10日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福 岡	495 号	古賀市花見南 1 丁目1850番26先から 同市花見南 1 丁目1850番25先まで
福 岡	筑紫野古賀線	糟屋郡粕屋町大字大隈24番15先から 同郡同町大字上大隈159番11先まで

福岡県告示第1674号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第 1 項第 1 号に掲げる事由により解散したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成19年 9 月10日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
宮田町鶴田土地改良区	平成19年 8 月30日

収用委員会

福岡県収用委員会告示第 4 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成19年 9 月10日

福岡県収用委員会

- 1 起業者の名称
福岡県
- 2 事業の種類
県道柳川筑後線改築工事（福岡県柳川市三橋町柳河字永田地内から同市矢加部字町屋敷地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積 [() は公簿地積]
福岡県柳川市矢加部字五反田	35番	墓地	89.01 (76) 平方メートルのうち、 収用しようとする土地の面積89.01 平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第 1 項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

- 4 土地所有者の氏名及び住所
新谷三喜男（持分45分の 4 ）
東京都小金井市東町 5 丁目24番13号

新谷徹治（持分45分の4）

福岡県福岡市早良区南庄2丁目12番13号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成19年8月24日

福岡県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成19年9月10日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

県道谷垣徳益線改築工事（福岡県柳川市大和町栄字東浦田地内から同市大和町徳益字晴天地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県柳川市大和町栄字屋敷の内	1009番	畑	19.00（19）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積5.68平方メートル、使用しようとする土地の面積2.35平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし 土地の登記記録表題部所有者欄記載

北島惣市

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成19年8月24日

福岡県収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成19年9月10日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

県道谷垣徳益線改築工事（福岡県柳川市大和町栄字東浦田地内から同市大和町徳益字晴天地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県柳川市大和町栄字口の坪	528番5	雑種地	48.04（48）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積10.29平方メートル、使用しようとする土地の面積1.00平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

久賀昭吉（持分4分の1）

福岡県柳川市隅町59番地2 ファーネスト柳川グランドタワー1302号

後藤エミ子（持分2分の1）

福岡県大牟田市大字吉野782番地7

加藤幸司（持分4分の1）

福岡県柳川市横山町12番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成19年8月24日

福岡県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成19年9月10日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

県道谷垣徳益線改築工事（福岡県柳川市大和町栄字東浦田地内から同市大和町徳益字晴天地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県柳川市大和町栄字口の坪	528番6	雑種地	24.21（24）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積11.36平方メートル、使用しようとする土地の面積1.03平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

久賀昭吉（持分2分の1）

福岡県柳川市隅町59番地2 ファーナスト柳川グランドタワー1302号

加藤幸司（持分2分の1）

福岡県柳川市横山町12番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成19年8月24日

